

第19号議案

八王子市個人情報保護条例の一部を改正する条例設定について

八王子市個人情報保護条例の一部を改正する条例を次のとおり設定するものとする。

令和4年2月22日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市個人情報保護条例の一部を改正する条例

八王子市個人情報保護条例（平成16年八王子市条例第33号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（適用除外）</p> <p>第3条 法律の規定により、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定を適用しないこととされている個人情報については、第5章及び第6章（第41条を除く。）の規定は適用しない。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（適用除外）</p> <p>第3条 法律の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）の規定を適用しないこととされている個人情報については、第5章及び第6章（第41条を除く。）の規定は適用しない。</p> <p>2・3 （略）</p>
<p>（個人情報の開示義務）</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 開示請求者以外の者の個人情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を</p>	<p>（個人情報の開示義務）</p> <p>第16条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。</p> <p>(1)・(2) （略）</p> <p>(3) 開示請求者以外の者の個人情報又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を</p>

害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（**個人情報保護に関する法律第2条第9項**に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人（同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4)～(8) (略)

(訂正請求に対する決定等)

第28条 (略)

2 前項に定めるもののほか、実施機関は、訂正請求に係る情報提供等記録の訂正をするときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者**若しくは**情報提供者**又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者**（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

3 (略)

害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア・イ (略)

ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（**独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項**に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人の役員及び職員を除く。）並びに地方独立行政法人（同法第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(4)～(8) (略)

(訂正請求に対する決定等)

第28条 (略)

2 前項に定めるもののほか、実施機関は、訂正請求に係る情報提供等記録の訂正をするときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者**又は**情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。）に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

3 (略)

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第28条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。